

札介保（指）第 144 号
平成 21 年（2009 年）4 月 15 日

各 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 代表者 様

札幌市長 上田 文雄

厚生労働省令の改正に伴う札幌市の取扱いについて

平素より本市の介護保険行政の推進に特段のご配慮とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 34 号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）が改正され、小規模多機能型居宅介護事業に係る設備基準が一部改正となりました。

つきましては、本件の取扱いにつきまして、札幌市においては下記のとおりといたしますので通知いたします。

記

1 改正の内容

設備基準

（改正前）居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 m²に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

（改正後）居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

2 札幌市の取扱い

前項改正後の「機能を十分に発揮しうる適当な広さ」とは、「通いサービスの利用定員に概ね 3 m²を乗じて得た面積以上」とする。

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

【 担当 】札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課事業指導係

211-2972

Fax 218-5187